

DX推進人材育成事業業務委託

仕様書

1 委託業務名

DX推進人材育成事業業務委託

2 履行期間

契約日から令和5年3月10日（金）まで

3 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県デジタル社会推進局デジタル事業推進課内 他

4 本業務の目的

第四次産業革命、Society5.0、DXの進展、さらには、新型コロナウイルスの感染拡大により、企業におけるICT・IoT及びデータ活用の重要性が年々高まっている。

三重県では、令和元年度に策定した「みえICT・データサイエンス推進構想」に基づき、ICT・IoTとデータ活用を両輪に、新商品・サービスの創出による地域活性化の取り組みを行うこととしている。

また、同年に策定した「三重県キャッシュレス推進方針」に基づき、県内中小企業の生産性向上や消費者等の利便性向上、行政サービスの向上に向け県全体で取り組み、キャッシュレスで地域の活性化を図るとともに、「Society5.0」の実現に向けて、新しいモノ・コトを積極的に取り入れていく風土の醸成を目指すこととしている。

一方、県内中小企業向けアンケートの結果によると、DXに対する認知度が低いと結果が出ており、県内中小企業におけるDX推進人材の育成が急務となっている。

本委託業務は、県内中小企業等を広く対象とし、幅広く基礎的な研修を行うことにより、DXやキャッシュレスを推進する人材の育成を行うことを主な目的とする。

5 本委託業務の内容

(1) 研修の対象者

主に県内中小企業の経営者及び従業員等とする。

(2) オンライン研修の実施

受講希望者に対して、オンラインによる研修を合計18回（(ア)、(カ)は各2回）を令和5年2月10日（金）までに開催すること。

ただし、以下の(ア)～(キ)に示す7テーマに係る研修は必須とし、残り9テーマ

マに係る研修は、主に担当者向けとしてテーマおよび内容を受託者において提案すること。(イ)～(オ)については主に担当者向けの内容、(カ)～(キ)については主に経営者向けの内容とすること。また、全研修の実施にあたっては、(ク)の各項目に従うこと。

(ア) DX 基礎 (2回)

DX の考え方や必要性、DX 実現のための大きな道筋について研修を前期と後期の2回行うこと。

なお、DX に対する理解・実践意識の醸成につながるよう、受講者に分かりやすく親しみやすい内容を提案すること。

(イ) クラウドサービス (1回)

クラウドコンピューティングのメリット、クラウドサービスやクラウド型ツールの機能・利用方法、クラウドを活用したビジネスについて解説するとともに、導入事例を紹介する研修を行うこと。

(ウ) AI 活用 (1回)

AI の基礎的な知識や導入手順、活用方法について研修を行うこと。また、導入事例およびその効果について、最新の情報を提供すること。

(エ) キャッシュレス決済等導入と普及促進 (1回)

キャッシュレス決済 (JPQR の導入を含む) の導入に係る諸手続き、機器の導入方法等について研修を行うこと。

(オ) セキュリティ (1回)

デジタル技術に潜むさまざまなリスクの最新動向と実施すべきセキュリティ対策、個人情報等の適切な管理方法、セキュリティ管理体制について研修を行うこと。

(カ) DX 活用事例・成功事例紹介 (2回)

中小企業等での DX の活用事例、データ活用、DX の成功事例等の研修を前期と後期の2回行うこと。

(キ) プロジェクトマネジメント (1回)

DX 推進に必要な社内体制や人材、スキル、プロジェクトマネジメントについて研修を行うこと。また、プロジェクトマネジメントの手法、事例に基づいた問題解決など、プロジェクトを成功させるためのポイントについて解説すること。

(ク) 全研修に関する共通事項

- ① 研修に先立ち、研修の開催日時、内容等を記載した研修計画書を作成のうえ提出すること。また、研修計画に変更が生じた場合は、適宜、三重県と協議のうえ、承認を得ること。
- ② Zoom 等のウェビナーによる Web 会議システムを活用し、リアルタイムで講

師と研修参加者が交流できるものとし、質問を受付すること。また、オンライン研修の効果が高まる工夫を盛り込むこと。

- ③ 研修のタイトルは、単に「DX 基礎研修」ではなく、「〇〇からの DX 基礎研修」のように参加を促すキャッチフレーズ等を工夫して作成すること。
- ④ 各研修は30名以上の参加となるよう周知に努めること。
- ⑤ 受講環境は、参加者が増加しても対応が可能となるよう、安定したシステムを受託者側で準備すること。
- ⑥ 受講環境について、Windows 及び iOS、Mac OS、Android での動作確認を行うこと。
- ⑦ Web ブラウザを利用した受講環境を提供する場合、Edge、Safari、Chrome、Firefox での利用を可能とすること。
- ⑧ 研修は1回あたり90分程度（質疑時間を含む）とする。また、研修資料は前々日までに研修参加者に共有をし、短時間で効果的な研修とするための仕組み等を整えること。
- ⑨ 研修は連続講座の実施も可能だが、単独で講座に参加した場合も内容が分かるものとする。
- ⑩ 研修内容の詳細については、事前に県と協議のうえ決定すること。
- ⑪ 研修参加者の募集、申込受付及び受講決定通知を行うこと。
- ⑫ その他、研修への参加を促す効果的な方法について提案し、県と協議のうえ実施すること。

(3) チラシの作成及び送付

研修実施の周知のため、下記のとおりチラシを作成し、送付すること。また、その他、効果的な周知方法があれば提案すること。

内容	送付方法等
全研修を紹介する両面カラーA4サイズのチラシを前期・後期分として2種類作成して、各17,500部印刷し、データを納品すること。	県の指定する送付先、約4,000件に、2枚を同封して前期と後期の2回郵送し、残部は県に納品すること。
人材育成事業に関する県が作成し、データを提供した両面カラーA4サイズのチラシを前期・後期分として2種類、各17,500部印刷すること。	
メール配信による案内用の両面カラーA4サイズのチラシを個別研修分作成し、データを納品すること。	送付は県が行う。

(4) 効果測定

研修ごとに、受講者に対してアンケート調査を行うこと。

また、全ての研修が終了した後に、改めて全研修に対するアンケート調査を実施し、DXに対する機運醸成に係る向上度合いを測定すること。

なお、アンケートには、次年度以降に希望する研修内容について記入する項目を設けるものとし、県内中小企業等のニーズ把握を併せて行うこと。

(5) 結果のとりまとめ

上記、(4)の結果を取りまとめ、研修実施報告書として提出すること。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ1部、印刷物1部を提出すること。

- (1) 広報チラシ
- (2) 研修実施報告書（研修実施記録、効果測定結果等を含む）
- (3) その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和5年3月10日（金）までに全ての業務を完了させ、検収後に委託費用を支払うこととする。

8 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (5) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (6) 本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。
- (7) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (8) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することに

より、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。

- (9) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (10) 受託事業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (11) 受託事業者が(10)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (12) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。